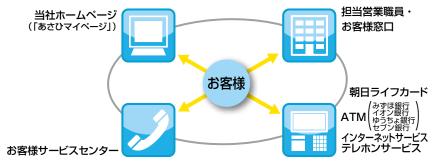
より良いお客様サービスのために

サービスネットワークの充実

当社では、より多くのお客様のご要望にお応えできるよう、さまざまなサービスネットワークをご用意 しています。



当社ホームページ

ービスネットワークの充実

当社ホームページでは、お客様へのお知らせ、お客様窓口のご案内や、資料請求、ご契約に関する各種 手続きを承っています。

●あさひマイページ

ご契約者専用インターネットサービス「あさひマイページ」にご登録いただくことで、「ご契約内容照会」 「保険王積立金引出し・契約者貸付等の各種資金取引」「ご利用明細のメール通知サービスの提供」「各種保 全請求書の郵送依頼」「テレホンサービスのご利用」等のサービスを年会費・入会金無料でご利用いただけ ます。「あさひマイページ」のご登録は、当社ホームページのトップページより、簡単に行えます。なお、 ご登録後は専用画面にログインいただくことで各種サービスがご利用いただけます。

朝日生命ホームページ: http://www.asahi-life.co.jp

朝日ライフカード

「朝日ライフカード」をお持ちのお客様は、下記の方法で保険王積立金引 出し・契約者貸付等のお取引を簡単・便利にご利用いただけます。

- ●みずほ銀行ATM・イオン銀行ATM・ゆうちょ銀行ATM・セブン銀行A
- ●インターネットサービス(パソコン*・スマートフォン*・iモード携帯 電話)

*パソコン、スマートフォンでのご利用は、「あさひマイページ」のご登録が必要です。



下記受付電話番号にダイヤルのうえ、音声メッセージに従ってご利用いただけます。

(受付電話番号) 0120-130-644 固定電話でのご利用 携帯電話・PHSでのご利用 042-338-7130

※固定電話でのご利用は、プッシュホン方式の電話機でのお取扱いのみとなっております。

※回線はプッシュ回線にてご利用いただけます。ダイヤル回線をご使用の場合は「プッシュトーン」に切り替えてご利用ください。

※携帯電話・PHSでのご利用は、通話料金が有料となります。

お客様サービスセンター

お電話によるご契約に関するご照会・ご相談・各種手続きのお申出を「お客様サービスセンター」にて承っ ています。全国のお客様にご利用いただけますようフリーダイヤルを導入しています。

※受付時間:月曜日~金曜日 9:00~17:00 お客様サービスセンター

 $9:00 \sim 12:00 \quad 13:00 \sim 17:00$ 0120-714-532

(但し、祝日、12月31日~ 1月3日を除きます)

Asahi Life Card

当社ホームページ(「あさひマイページ」)またはお客様サービスセンターでのお取扱い

当社ホームページ(「あさひマイページ」)またはお客様サービスセンターでは次のお手続きを承っています。 (但し、ご照会・お申出の内容によりましては一部お取扱いできない場合がございますので、担当職員まで お問い合わせください。)

このような場合	必要となるお手続き	当社ホームページ (「あさひマイページ」)	お客様 サービスセンター
お引越しされたとき	住所・電話番号変更	% 1	0
0.5 1 M C C 1 いこと さ	保険料振替口座変更	0	0
	名義改姓	0	0
ご結婚されたとき	受取人変更	_	0
	保険料振替口座変更	0	0
資金がご入用になったとき	保険王積立金引出し	%2	0
	契約者貸付	*2	0
	各種すえ置き金引出し	*2	0
保険証券を紛失されたとき	保険証券再発行	_	0
ご退職されたとき	保険料払込方法変更	_	0
入院や手術をされたとき	各種給付金の請求	_	0
ご契約内容を確認したいとき	_	* 1	0

- ※1「あさひマイページ」にご登録いただいているお客様につきましては、インターネットで操作いただくことにより、住所・電話番号変 更、ご契約内容照会をご利用いただけます。
- ※2「あさひマイページ」にご登録いただいているお客様につきましては、インターネットで操作いただくことにより、保険王積立金引出 し、契約者貸付等のお取引をご利用いただけます。(なお、テレホンサービスもご利用いただけます。) (「朝日ライフカード」をお持ちのお客様につきましては、インターネットサービスの他、ATM、テレホンサービスもご利用いただけます。)

保険金・給付金のご請求手続きの流れは以下のとおりです

保険金等の適切なお支払いには、お客様からのご連絡が重要な情報となります。保険金等の支払 事由が生じた場合はもちろんのこと、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場 合等につきましては、お客様サービスセンターにご連絡ください。

お客様

1. ご請求のお申出

保険証券等をご用意のうえ、ご連絡ください。

- (1) 病気やケガで入院・手術・通院された場合 証券記号番号、被保険者名、初診日•事故日、 傷病名、入退院日、手術名・手術日、 通院日 等
- (2) お亡くなりになられた場合 証券記号番号、被保険者名、 お亡くなりになられた日・原因、 入院・手術・通院の有無 等

2. 必要書類のご準備・ご提出

案内に沿って病院発行の診断書等、必要な書類を ご準備・ご提出ください。

3. お支払内容のご確認

郵送するお支払明細書の内容をご確認ください。

*ご加入の生命保険種類・内容によって、お手続きが異なる場合があります。

朝日生命

ご請求にあたっての説明と必要な書類 をお届け(郵送)します。

*ご契約内容に応じ、確認させていただく項 目が異なる場合があります。 また、当社担当者が病名や事故状況等の詳

ご提出いただいた書類をもとに、 ご指定の受取人口座へ送金します。

細をお伺いすることがあります。

- *事故状況やご加入前の健康状態等につい て、保険金・給付金をお支払いするための 確認・照会にお伺いすることがあります。 この場合、お支払いまでに日数がかかるこ とがあります。
- *ご請求内容によっては、保険金・給付金を お支払いできない場合があります。

社会に向けて

生命保険事業は極めて公共性・社会性の高い事業であり、事業の存立・発展は広く社会の理解と信頼を 得てはじめて成り立つものであります。こうした観点から、当社では、さまざまな情報を、ご契約者はも ちろん、多くの皆様に積極的に提供しています。

情報発信

経営に関する情報

- ●朝日生命の現状(保険業法第111条にもとづいて作成しているディスクロージャー資料)
- ●インフォメーション 業績のあらまし-

朝日生命キャラクター

当社では、平成9年1月よりイメージキャラクターとして性別・年齢を問わず幅広いファン層を持つ 菅野美穂さんを起用し、テレビCM、ポスター等を通じ、皆様に親しまれる広告宣伝活動を展開していま す。また平成21年4月よりマスコットキャラクターとして株式会社サンリオの「シナモロール」を起用し、 各種資料やノベルティグッズなどに活用することにより、当社への親近感の訴求やお客様とのコミュニ ケーションの促進を図り、更なるお客様サービスの充実に努めています。



菅野美穂さん



©2001, 2014 SANRIO CO, LTD. APPROVAL No.G550828 シナモロール

インターネットを通じた情報提供・保険手続き(一部)の受付け

当社に関するさまざまな情報の提供と保険手続きの受付けなどを目的として、ホームページを開設して います。

平成24年8月には、スマートフォンユーザーの急速な拡大に対応するため、全てのページがスマート フォンから閲覧できるよう、サービスの向上を図りました。また、平成25年4月には、ご契約者専用サー ビス「あさひマイページ」を開設し、ホームページから各種保険手続きをご利用いただけるようになりまし た。今後とも、お客様にタイムリーな情報を提供すべく、当社ホームページの充実に努めてまいります。

朝日生命ホームページの主な掲載内容

会社情報

- 会社紹介(会社概要・ ディスクロージャー資料等)
- ●電子公告(決算公告等)
- 広告官伝活動 (テレビCMオンライン)
- 社会貢献活動
- プレスリリース

ご契約者専用サービス

- あさひマイページ
- ●お手続き一覧
- ●朝日ライフカードのご案内・お手続き
- ●保険金・給付金のご請求について

用語集

商品情報

- 保険王プラスシリーズ
- ●あんしん介護
- ●かなえる医療保険
- ●ハハの幸せ コの幸せ
- ●その他の保険商品
- 資料請求

お問い合わせ先のご案内

- ●朝日生命の全国サービスネット ワーク
 - (お客様サービスセンター等)
- ●インターネット・電話・ATM等 でのお手続き



情報システム(IT)

お客様サービスの向上をサポートする情報システム

情報システムの変革

当社は従来より一貫して情報システムの活用に積極的に取り組んでおり、経営戦略に対応する情報シス テムの確立を目指して、第一次機械化~第三次機械化を経て、平成10年度には総合機械化計画「システム WIN21」を実施し、個人保険新契約・契約管理システムを全面再構築しました。

その後も、平成13年度に全職員に1人1台事務端末を配備。平成21年度には事務端末の刷新や業務シス テムのWeb化を実施したほか、業界に先駆け導入した光回線によるネットワークの高速・大容量化などに より、変化に強く柔軟性の高いシステムインフラへと変革を進めております。

ご加入からお支払いまで、お客様に安心をお届けするためのシステム強化

当社では、個人保険契約管理システム強化の一環として、平成21年度に柔軟性の高い新たな新契約シス テム『ハロー☆システム 1 5 0 』を稼動させたことで、商品開発力・システム対応力が大幅に強化されまし た。これらの取組みにより、平成22年4月より発売した「保険王プラス」を中心としたお客様の多様なニー ズにお応えできる新商品・サービスを提供しています。

また、保険金・給付金の適切な支払管理態勢について、保険金・給付金を確実にお支払いしていくため に、保険金等のお支払いに関するシステム(『保険金・給付金 総合案内システム』、『支払査定サポートシ ステム』、『支払案件管理システム』)の機能向上に継続して取り組んでおります。

平成24年10月には、お客様に対して常に最適な商品・サービスを提供するために、統合型お客様情報シ ステム『ACTION』を稼動させました。

更に、平成25年7月には、来店型保険ショップ・銀行窓口販売等の代理店チャネル向けの商品開発をよ り機動的に行うため、新たに代理店チャネル専用システムを導入しました。

当社では、こうしたシステム開発面の諸対応を通じて、高品質なお客様サービス・迅速なお客様対応を 将来にわたり確実にご提供し、お客様サービスの向上に役立てていきます。

情報センター「多摩本社ビル」

当社の情報センターは東京・多摩センターにある朝日生命多摩本社ビルです。コンピュータ棟と、オ フィス棟で構成されたインテリジェントビルです。

コンピュータ棟は、当社の全国の拠点からオンラインネットワークによって集まったお客様のデータを 集中管理しています。3次元免震床を採用した地震対策のほか、万全のセキュリティシステムによりデー タの保護を実施しています。

オフィス棟では、充実した設計・開 発環境のもと、システム設計機能の拡 張および開発生産性の向上を図ってい ます。

また、オンラインの稼動状況を一元 的に監視し、オンラインシステムの信 頼性の向上に努めています。

このほか、多摩本社ビルには自家発 電機を設置しており、停電時にもシス テムが停止することはありません。更 に、大地震等により多摩本社のコン ピュータが被災した場合でも、お客様 へのサービスを継続して提供できるよ う、別の地域にバックアップシステム を備えており、災害に対する準備も万 全です。



多摩本社

当社では、お客様の多様化するニーズに即応することを目的として、平成3年6月より営業職員用端末「ハンディ アイ」を導入しました。

そして、平成7年10月導入の「ハンディアイⅡ」、平成12年10月導入の「ハンディアイⅢ」、平成18年1月導入 の「ハンディアイIV」を経て、平成24年1月より、5世代目となる「ハンディアイV」を稼動させています。

「ハンディアイV」では、従来モデル以上に様々な機能を搭載しておりますので、これからも、お客様に迅速かつ適 切なサービスの提供を行ってまいります。

"お客様と一緒に考える生活設計"を一層すすめていきます

ハンディアイVシステムの主な特長

【充実のプラン設計機能】

「ハンディアイV」には、お客様のライフプランにあわせて、お客様と一緒に生活設計を行い必要な保障を診断する 「あさひのライフプラン」を搭載しており、老後保障を含めて最適なプランをわかりやすくご提案する機能を備えてい ます。

【強固なセキュリティシステム】

「ハンディアイV」では、各種情報を本社センターサーバで一元管理しており、加えてハードディスクの暗号化を実施 しています。更に、外出時でもお客様の情報を端末内に一切保持しないため、大切なお客様の情報を安全に守ります。

【多彩な営業支援システム】

「ハンディアイV」では、上記の【充実のプラン設計機能】に加えて、お客様のパソコンにご提案内容を送信できる電 子提案書の機能も備えています。また、モバイル通信機能を搭載しているため、お客様訪問時も最新の情報を取得し ながらその場でご契約内容のご説明や最適な保険商品のご案内等が可能です。

これらのシステムを活用し、お客様にご満足いただけるコンサルティングを更に推進してまいります。

ハンディアイVシステムの主な機能

- ●保険契約内容に関する各種照会
- ●各種情報提供
 - ・保険設計書
 - ・あさひのライフプラン
 - ・動画を利用した商品説明
 - ・eメール



時代の変化に即応した教育

少子高齢化の進展やライフスタイルの変化等により、お客様のニーズは複雑・多様化しています。

このような時代の変化にともない、生命保険会社においても、当社の「保険王プラス」のような保険ユ ニットを組み合わせた商品など、従来にはない特長・仕組みをもつ商品が登場してきています。

このように、お客様のさまざまなニーズに対応し、商品内容が多様化するにしたがって、販売・アフ ターサービス等に従事する営業職員や募集代理店の役割は、ますます重要になってきています。

当社ではライフコンサルタントとして使命感をもち、お客様の多様なニーズに応えうる知識・技術など を持つ営業職員・募集代理店を育成するために、一貫した教育体系による教育・研修を行っています。

また、長期的な視野に立った営業職員の育成を強化するため、入社1~3年目の営業職員に対する教育 の充実を図った育成体制を推進しています。平成26年度は、入社初期における実践教育の充実を図り、お 客様のニーズに応えうる高度な営業体制を構築してまいります。

教育体系

採用対象者に対する採用前教育

入社前の採用対象者に対し、「営業所長面接」「入社説明会」等を実施しています。

「営業所長面接」では、勤務場所としての営業所を実際に見学していただき、研修や育成のスケジュール・ 仕事のすすめ方・就業規則等について説明を行い、生命保険や当社についての理解を深めていただきます。

また、「入社説明会」では、生命保険の基本的な仕組みや営業職員の仕事の内容などについてより詳しい 研修を行い、お客様から信頼される人材の採用に努めています。

営業職員に対する採用後教育

採用後の初期教育として、業界共通カリキュラムに対応した「一般コース研修」と当社独自の研修・実践 教育により、お客様の立場に立ったコンサルティングを行うための販売技術や専門知識の習得に努めてい ます。また、実践的な販売技術の習得や、生命保険の知識はもとより、金融・税務等幅広い知識と技術の 習得に向けた国家資格「FP(ファイナンシャル・プランニング)技能士」の取得を推進し、ご家庭の生活設 計から会社経営者のリスクマネジメントまで、コンサルティングセールスを実践できる優秀な営業職員を 多数育成することに力を注いでいます。

営業職員に対する継続的・反復的教育

ご契約者保護やお客様満足度向上の観点から、全営業職員を対象として継続的に研修を行う「あさひマ スターコース」を実施しています。

「コンプライアンス」に加え、「商品の説明」「各種お手続き」といったお客様に提供するサービス全般につ いて、月1回の集中研修を行うとともに、お客様への適切な説明に向けた話法教育を毎日行うなど、継続 的・反復的な教育を実施しています。

研修・育成機構

営業職員に対しては、統括支社・支社に研修教室・実践育成センターを設置し、集合教育(知識教育、 実践教育)を行っています。加えて、統括支社においては、「コンサルティング営業室」を通じて、高度な販 売スキル・FP(ファイナンシャル・プランニング)知識習得を目指した教育を実施しています。

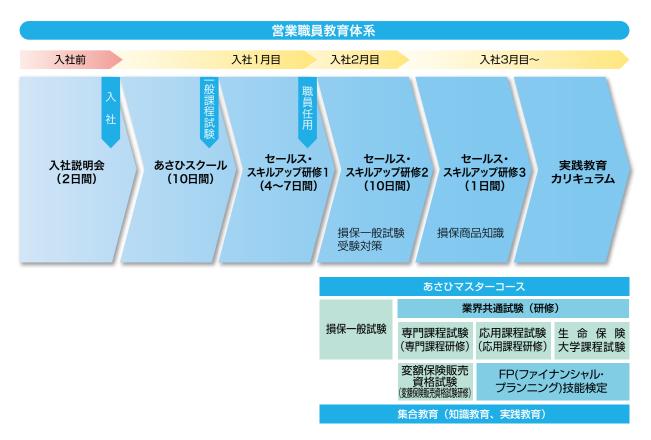
また、研修施設として、高円寺研修センター(東京都杉並区)を設置し、管理職、営業担当スタッフ、 営業職員などを対象として、課題別の集合研修を行っています。

さらに、DVD教材や営業用携帯端末「ハンディアイ」の活用により、研修効果を高めています。

募集代理店に対する教育

募集代理店として委託する前に「委託業務説明会」を実施しています。「委託業務説明会」では、契約条 件・委託する業務内容の確認など代理店独自の事項について説明・教育を行っています。

委託後は、業界共通カリキュラムに対応した登録前・登録後研修などにより、販売技術や専門的な知識 の付与を行います。



業界共通試験への取組み

営業職員・募集代理店に高度な専門知識を付与し、販売技術の向上を図るために、当社では専門課程試験・応用課 程試験等の受験を積極的に推進し、合格に向けた教育体制を整えています。

●一般課程試験

営業職員・募集代理店として必要とされる生命保険の基礎知識を修得するための試験です。 この試験に合格のうえ、登録されてはじめて生命保険募集人として販売活動を行うことができます。

専門課程試験

生命保険販売に関連する専門知識と周辺知識を修得し、お客様ニーズへの基本的対応力を高めることを目的として います。この試験の合格者には、生命保険協会より「ライフ・コンサルタント(略称LC)」の称号が授与されます。

●応用課程試験

専門課程試験で得た知識を活かした応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスに必要 な知識を修得することを目的としています。この試験の合格者には、生命保険協会より「シニア・ライフ・コンサ ルタント(略称SLC)」の称号が授与されます。

●変額保険販売資格試験

変額保険の販売に従事するために必要な一定水準以上の専門知識、販売上の心がまえを確認する資格試験で、合格 後、生命保険協会に登録します。

生命保険大学課程試験

この試験はファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な生命保険およびその関連知識を、より専門的なレ ベルで修得することにより、真の生命保険ファイナンシャルプランナーの育成を目的としています。生命保険大学 課程試験の全科目(6科目)に合格し、一定の要件を満たすと、生命保険協会より「トータル・ライフ・コンサルタ ント[生命保険協会認定FP](略称TLC)」という称号が授与されます。

「ファイナンシャル・プランニング(以下、FP)技能検定」への取組み

高度化するお客様ニーズに的確に対応したコンサルティングセールスを実践していくために、当社では「FP技能検 定」の受検を積極的に推進し、合格に向けた教育体制を整えています。

「FP技能検定」は「職業能力開発促進法」にもとづく国家試験であり、生命保険の知識はもとより金融・税務等の幅広 い知識を備え、お客様に総合的なアドバイスができるスキルを習得することを目的としています。「FP技能検定」の合 格者には、国家資格「FP技能士」の称号が付与され、「FP技能士」には1級技能士~3級技能士までの等級があります。

個

私たちの人生では、出生から老後にいたる過程の中で、ライフステージは刻々と変化していきます。

また、高齢化社会の進展あるいは各種の社会保障制度の改革など生活環境の変化や、個人の価値観の多様 化に伴い、生命保険に対するお客様のニーズも多岐にわたっています。

こうしたなか、当社では、それぞれのライフステージで求められるお客様個々のニーズに的確にお応え し、お客様にとってわかりやすく、かつ、真にお客様の生活に役立つ保障を提供できるよう商品開発を行っ ていきたいと考えています。

主な商品ラインナップ

〈積立保険・指定契約〉



- ●「保険王プラス」は、死亡保障、介護保障、医療保障、所得保障、積立機能(貯 蓄機能)をそれぞれの保険ユニット(単体商品)で組み合わせ、ライフステージ やニーズの変化に応じた保障をオーダーメイドで準備できる保険です。
- ●加入後は「保障見直し制度」で、一部の保障だけ見直すことや、新たな保障を 「保険王プラス |に追加することができます。

保険王プラスの構成

「保険王プラス」では、下記①~⑤の保険ユニット(単体商品)をご用意しています。

死亡保障

- 万一のときに定額の年金が支払われる「**長期生活保障保険」「新長期生活保障保険」**や、万一のときにまと まった一時金が支払われる**「普通定期保険」「普通終身保険(低解約返戻金型)」「逓減定期保険」**があります。
- 万一のときの保障に加えて、生活や仕事に支障をきたす所定の状態のときに、定額の年金があらか じめ定めた年齢まで支払われる「特定生活障害年金保険」があります。

介護保障

- 公的介護保険制度で要介護1以上の認定を受けたときに、要介護 度に応じて一生涯の年金が支払われる「介護終身年金保険(返戻金 なし型)(2012)」があります。
- △ 公的介護保険制度で要介護1・2の認定を受けたときに、保険料 のお払込みが免除となり、負担の大きい要介護3以上の認定を受 けたときに、一時金が支払われる「介護一時金保険(返戻金なし型) (2012)」があります。





介護への不安に対して、あんしんをお届けしたいという 「あんしん介護」の商品コンセプトが高く評価され グッドデザイン賞を受賞しました。

医療保障

- 病気やケガで入院したときや、所定の手術、放射線治療、特定検査を受けたときに、 給付金が支払われる「医療保険(返戻金なし型)(2010)」があります。
- 「7つの生活習慣病」で入院のときに入院給付金が、7大疾病で所定の状態・手術のと きに一時金が支払われる「生活習慣病保険(返戻金なし型)」があります(ご加入後90日 目までのがんは支払対象となりません)。
- すべてのがんを診断から入院、手術、退院まで幅広く保障する「新がん保険(返戻金な **し型)」**があります(ご加入後90日目までのがんは支払対象となりません)。



所得保障

病気やケガで働けない状態が120日継続したときに、入院中だけでなく在宅療養中も、毎月、給付金が 支払われる「所得保障保険(返戻金なし型)」があります。

積立機能(貯蓄機能)

契約全体のキャッシュ・フローを管理する[利率変動型積立保険]では、一時金の払込みや積立金の引出 しを自在に行うことができます。また、お払込みいただく保険料の一部を計画的に積み立てて将来に備 えることができます。

〈積立保険・指定契約〉



●「かなえる医療保険」は健康に不安のあるお客様でも医療保障をご準備いただける保

※「かなえる医療保険」は「引受基準緩和型医療保険(返戻金なし型)|を付加した「保険王プラス」の販売愛称です。

医療保障

「引受基準緩和型医療保険(返戻金なし型)」は、過去に病気をしたり持病があるなど健康上の理由で医療保険 への加入をあきらめていた方も、3つの告知事項に当てはまらなければお申込みいただけます。

積立機能(貯蓄機能)

契約全体のキャッシュ・フローを管理する[利率変動型積立保険]では、一時金の払込みや積立金の引出しを 自在に行うことができます。また、お払込みいただく保険料の一部を計画的に積み立てて将来に備えること ができます。

〈積立保険・指定契約〉



●「ハハの幸せ コの幸せ」は子育て中の女性の想いを反映し、女性の視点 や感性を活かして開発した、お母さまとお子さまを一緒に守る保険で す。



家族をサポートする保障

|お母さまが長期間にわたり、家事や育児ができない状態になったときに、お子さまが一定程度成長するまで の間、家事代行サービス費用等に活用いただける年金が支払われます。

「特定生活障害年金保険(10年確定年金)」

■お母さまが、1~2か月にわたり病気やケガの手当てをし、体を休めて健康の回復を図る必要があるとき等 に、その間の家事代行サービス費用等に活用いただける一時金が支払われます。

「満了一時金付特定療養給付特約」

お母さまの医療保障

|「医療保険(返戻金なし型)(2010)」に比べて、給付金の支払事由を限定すること等により、保険料の低廉化を 実現しました。 「医療保険L(返戻金なし型)(2011)」

お子さまの医療保障

🖊 入院・手術等の支払事由はお母さまの医療保障と同じとし、くわえて、二人目以降のお子さまのご契約では 保険料を割引くなど、保険料の低廉化を実現しました。 「こども医療保険 L (返戻金なし型)(2011)」

積立機能(貯蓄機能)

|| 契約全体のキャッシュ・フローを管理する**「利率変動型積立保険」**では、一時金の払込みや積立金の引出しを 自在に行うことができます。また、お払込みいただく保険料の一部を計画的に積み立てて将来に備えること ができます。

〈終身保険〉



- ●万一のときに、まとまった一時金で一生涯保障します。
- ●保険料払込期間満了後(「ゆとりと安心」はご契約後5年経過時以降)、ライフプランに合わ せて、終身年金・確定年金などの各種年金のお受取りを選択することもできます。



●各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

〈養老保険〉



- ●万一のときに、まとまった一時金(満期保険金と同額)で保障します。
- ●満期のときに、満期保険金をお受取りいただけます。
- ●各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

〈こども保険〉



- ●入園・入学・進級の時期等、お子さまの成長に合わせて教育資金をお受取りいただけます。
- ●満期のときに、満期保険金をお受取りいただけます。



- ●ご契約者が死亡・高度障害のとき、以後の保険料のお払込みは免除されます(一時払契約を除 きます)。さらに、「えくぼ」については所定の期間、育英年金を毎年お受取りいただけます。
- ●各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

〈個人年金保険〉



- ●一定期間、年金をお受取りいただけます(5年確定年金・10年確定年金)。
- ▶年金支払開始時に、ライフプランに合わせて、終身年金・確定年金などの各種年金のお受 取りを選択することもできます。
- ●各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。



- ●保険料を一時払でお払込みいただくことで、一定期間、年金をお受取りいただけます (5年確定年金·10年確定年金·15年確定年金)。
- ●すえ置き期間中(年金支払開始前)の死亡給付金を一時払保険料相当額に抑えることで、年 金受取額を多くする仕組みとなっています。
- ●すえ置き期間中に解約された場合の解約返戻金は、一時払保険料相当額を上限とします。 ご契約後一定期間の解約返戻金は、一時払保険料相当額を下回ります。

〈定期保険〉

普通定期保険

- ●万一のときに、まとまった一時金で保障します。
- ●満期保険金のない保障重点型の保険ですので、合理的に大きな保障が得られます。



- ●「プレステージ2」では、ご契約後一定期間の解約返戻金を抑えることにより、低廉な保険 料で保障をご準備いただけます。
- ●各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。



〈代理店用医療保険・介護保険〉



- ●入院時の入院・手術・検査・投薬費用などの医療費に加え、差額ベッド代・食事代・ご家 族のお見舞時の費用などの自己負担額に備えることができる医療保険です。
- ●再発や転移により入退院を繰り返すリスクのある「がん」による入院は、日数無制限で保障 します。
- ●手術は公的医療保険制度に連動する1,000種類以上の手術に加え、先進医療の手術も対象 となります。また、「放射線治療」「骨髄移植」も保障します。



- ●健康に不安のある方にもご契約いただけるよう、ご加入時に告知いただく項目を限定し、 引受基準を緩和した医療保険です。
- ●告知項目を3項目のみとし、2年を経過した入院・手術歴は問いません。
- ●ご契約前の持病が悪化、再発した場合も保障します。

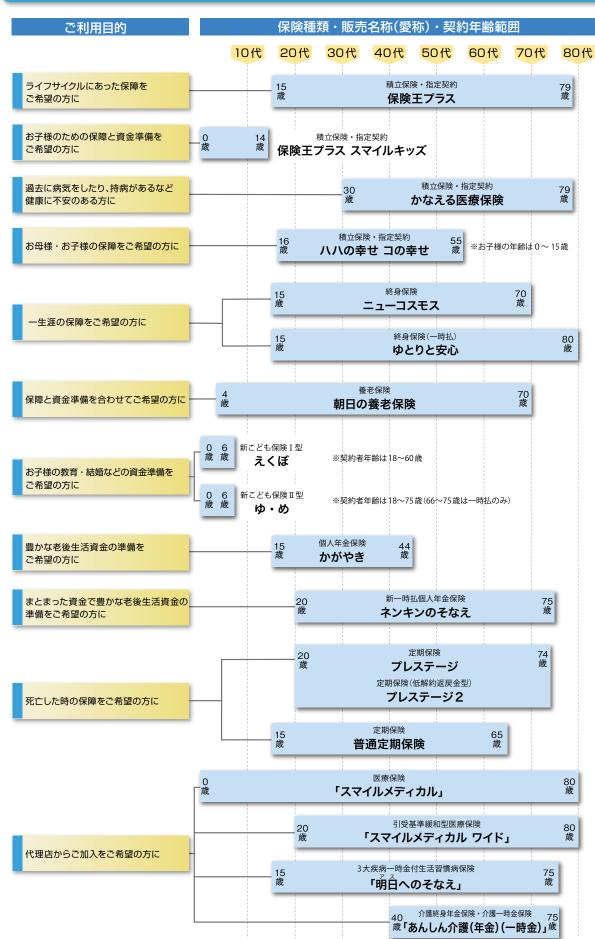


- ●「がん」を含む、7つの「生活習慣病」に広く備えることができます。
- ●がん、心疾患、脳血管疾患の3大疾病には、まとまった一時金で備えることができます。 しかも、何度でもお支払いします。
- ●公的医療保険制度の給付対象とならない先進医療にも「先進医療特約(返戻金なし型)」で備 えることができます。



- ●介護にともなう一時的な多額の出費には「あんしん介護(一時金)」、日々の出費には「あん しん介護(年金)」 で備えることができます。
- ●お受取りが公的介護保険制度の要介護認定に連動しており、わかりやすく介護のリスクに 備えることができます。
- ●要介護1以上に認定された場合、以後の保険料払込みは不要となります。

け 向 商 믊



※上記は、個人向け商品の特長を記載したものです。商品の詳細につきましては、「パンフレット」「ご提案書(契約概要)」をご覧ください。 なお、ご契約の際には、「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご覧ください。

個人向けサービス

インフォメールあさひ

個人保険・事業保険(一部を除く)のご契約者あてに、毎年1回郵送します。 大切な内容をお知らせしていますので、お手元に届いた際は是非ご覧ください。

【インフォメールあさひの内容】

情報冊子

決算のお知らせや保険金・給付金のご請求手続きなど、当社 の現況と諸手続きに関するお知らせを冊子にまとめています。

契約冊子

保障内容や配当金情報など、ご契約の現況についてのお知ら せを冊子にまとめています。また、所定の要件を満たした契約 については、契約冊子の先頭に『生命保険料控除証明書』を添付 しています。



あさひマイページ

ご契約者専用インターネットサービス「あさひマイページ」にご登録いただくことで、「ご契約内容照会」「保険王 積立金引出し・契約者貸付等の各種資金取引」「ご利用明細のメール通知サービスの提供」「各種保全請求書の郵送 依頼」「テレホンサービスのご利用」等のサービスを年会費・入会金無料でご利用いただけます。「あさひマイペー ジ」のご登録は、当社ホームページのトップページより、簡単に行えます。なお、ご登録後は専用画面にログイ ンいただくことで各種サービスがご利用いただけます。

朝日生命ホームページ: http://www.asahi-life.co.jp

朝日ライフカード

「朝日ライフカード」をお持ちのお客様は、みずほ銀行ATM・イオン銀行 📮 ATM・ゆうちょ銀行ATM・セブン銀行ATMの各ATM、インターネットサー ビス(パソコン*・スマートフォン*・ i モード携帯電話)、テレホンサービスによ り、保険王積立金引出し・契約者貸付等のお取引を簡単・便利にご利用いただけ ます。



*パソコン、スマートフォンでのご利用は、「あさひマイページ」のご登録が必要です。

暮らしに役立つ、その他の情報提供

SANSAN (月刊)

各界の著名な方々へのインタビューをはじめ、 旅、クッキングなど生活に役立つ内容を満載した 生活情報誌

野菜倶楽部(月刊)

旬の野菜とその料理法を取り上げた料理レシピ 冊子

あさひホットメール(月刊)

生活や健康に役立つ情報・データなどを掲載し たチラシ







団体向け商品とサービス

「保険王プラス」経営者プラン・経営者保険「プレステージ」「プレステージ2」は、万-の場合の備えと退職慰労金の財源を合理的に準備できます

「保険王プラス」経営者プランの特長

- ●経営者・役員の方が万一のときに、短期借入金の返済や買掛金の支払い等のための事業保障資金とし て、また、死亡退職金・弔慰金の財源として、さらには、相続・事業承継対策資金としてご活用いただ
- ●経営者・役員の方が要介護状態になり、やむなく経営から離れてしまう場合にも事業保障資金としてご準 備いただけます。
- ●利率変動型積立保険の積立金を経営者・役員の方の退職慰労金の一部としてご利用いただけます。
- ●画期的な保険システムにより、経営状況に合わせて保障内容・保険料・保険料払込期間を変更できるなど 合理性と融通性をご提供します。

経営者保険「プレステージ」「プレステージ2」の特長

- ●経営者・役員の方が万一のときに、短期借入金の返済や買掛金の支払い等のための事業保障資金とし て、また、死亡退職金・弔慰金の財源として、さらには、相続・事業承継対策資金としてご活用いただ けます。
- ●ご勇退時に保険契約を解約することにより、解約返戻金を退職慰労金の財源としてご活用いただけます。
- 事業計画・勇退年齢に合わせて保険期間を選択できます。
- **●**「プレステージ2」では、ご契約後一定期間の解約返戻金を抑えることにより、割安な保険料で保障をご準 備いただけます。

企業・団体向け商品(企業・団体がご契約者となって、個人保険をご利用いただくプラン)					
ご利用目的		保 険 種 類			
経営者・役員の ためのプラン (経営者プラン)	事業保障資金の確保(経営上の損失補てん)死亡退職金・弔慰金の確保相続・事業承継対策資金の確保	「保険王プラス」「プレステージ」「プレステージ2」 「普通定期保険」「ニューコスモス」「ゆとりと安心」 「普通養老保険」			
	○勇退時退職慰労金の準備	「保険王プラス」「プレステージ」「プレステージ2」 「ニューコスモス」「ゆとりと安心」「普通養老保険」			
従業員のための プラン	○福利厚生(弔慰金等)の準備	「普通定期保険」「普通養老保険」			
	○退職金の準備	「普通養老保険」			

当社では企業福祉制度の運営にお役に立つ以下の企業・団体・従業員向け保険商品もご提供しています。

《在職中の生活保障および遺族保障》 「(無配当)総合福祉団体定期保険」「団体定期保険」

「医療保障保険(団体型)」「無配当団体医療保険」

《企業の退職金の事前準備》 「新企業年金保険」

《従業員の自助努力による老後生活資金準備》「拠出型企業年金保険」

《住宅ローン等の債権保全と債務者の遺族の財産確保》「団体信用生命保険」

《従業員の計画的貯蓄》 「財形貯蓄積立保険」

《従業員のマイホーム準備》 「財形住宅貯蓄積立保険」

《従業員の老後生活資金準備》 「財形年金積立保険」

朝日ビジネスクラブ(ABC)

当社では、平成5年より、経営者の皆様を情報面でバックアップする「朝日ビジネスクラブ(ABC)」を運営してお り、次のようなサービスを提供しています。

《朝日ビジネスクラブのサービス》

経営情報マガジン・ABC〈最新のビジネス情報が満載〉

最前線のビジネス情報を満載した、オールカラーの情報誌を毎月お届けして います。また、経営者が語る「経営の転機」など、経営者の皆様にもご参加いた だけるコーナーもあります。当誌は、雑誌の資料館として日本最高峰とされる 「大宅壮一文庫」に寄贈保管されており、「国立国会図書館」にも納本しています。

●経営者が語る「経営の転機」

経営者の皆様の、会社経営にまつわる苦労話やサクセスストーリーをご紹介 しています。

●ABC経済フロントライン

いま現実に起きている経済・社会の出来事を紹介しています。

●事例でわかる新経営術

全国の中小企業で試みている新しい経営戦術や手法を実際の事例を通じて紹 介しています。

これだけは知っておきたいお金の話

話題の「相続税」等、税制改正に焦点を当て、改正による課題やその解決法などの情報を提供しています。

ABCセミナー〈各界の"プロ"が講演〉

各界の専門家を講師として招く経営者向けのセミナーを開催しています。

新入社員研修会〈即戦力育成サポート〉

社会人としての心構え、マナー、基本的な業務の進め方などをレクチャーする新入社員研修会を開催しています。

※サービス内容は今後変更になる場合があります。

※セミナーおよび研修会の開催は地域により異なります。



ご存知ですか?生命保険のしくみ

重要事項の説明について

以下の「クーリング・オフ制度」「告知義務違反」「保険金等のお支 払いができない場合」「解約」など、重要事項につきましては、「ご契 約のしおり」や「重要事項説明書(注意喚起情報)」に明示すること で、商品のご提案およびご契約のお申込みの際に、お客様にご理 解いただけるよう努めています。





「クーリング・オフ制度」

ご契約のお申込みを撤回することができます

申込者または保険契約者は、保険契約の申込日、クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(ご 契約のしおり・重要事項説明書)を受け取った日 $^{(*1)}$ または第1回保険料充当金の領収日 $^{(*2)}$ のいずれか遅い 日(「責任開始に関する特約」を付加した場合(**3)は保険契約の申込日、またはクーリング・オフ制度に関す る事項を記載した書面(ご契約のしおり・重要事項説明書)を受け取った日のいずれか遅い日)から、その日 を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができま す。お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により取扱店または 本社あてにお申出ください。なお、クーリング・オフの取扱期間内であっても、次の場合にはこの取扱いを いたしません。

- ●申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇用者)の場合
- 当社が指定した医師の診査が終了した場合
- ●既契約の内容変更〔保険金額の増額、特約の中途付加(変更)等〕の場合
- (※1)お申込みの際に約款冊子の交付を希望された場合は約款冊子を受け取った日を含みます。
- (※2) 第1回保険料充当金を口座振込みでお払込みいただいた場合は当社着金日、ペイジーに対応した払込取扱票を利用してお払込みい ただいた場合はお払込日、クレジットカードにてお払込みいただいた場合は取扱クレジットカード会社による利用承認日、キャッ シュレス転換制度またはキャッシュレス保障見直し制度をご利用の場合は保険契約の申込日とします。
 - なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初の領収日とします。
- (※3)第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合をいいます。

「告知義務」と「告知義務違反」

ご契約に際しては事実をありのままに正確にもれなくお知らせください

ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに被保険者の現在の健康状態などの重要なことが らに関して「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままにお知らせ(告知)いただく必要 があります。これを「告知義務」といいます。診査を行うご契約の場合には、当社の指定した医師が被保険者 の過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)などについておたずねしますので、その医師にありのままをお話しく ださい。診査を行わないご契約の場合には、告知書に被保険者(こども保険の場合はご契約者)ご自身であり のままをご記入ください。担当者に口頭でお話しされただけでは告知をいただいたことになりません。告知 いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うこと を告知された場合には、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

なお、ご契約を解除する場合以外にも、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由とし て、保険金、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる 2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

次のような場合には保険金・給付金などをお支払いすることはできません

- ●責任開始の時より前の疾病や災害を原因とする場合。なお、ご契約(特約)により、以下のような場合、責 任開始の時以後の疾病によるものとみなすお取扱いがあります。
 - ・ 責任開始の日から2年を経過した後に開始した入院や手術
 - ・告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき(事実の一部について告知いただいていないこと等によ り、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます)
 - ・病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき
- ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、また は詐欺により取消しとなった場合

- ●保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等受取人が、暴力団 関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- ●保険料のお払込みがなくご契約が失効(ご契約の効力がなくなること)した場合
- ●保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合
- ●保険金・給付金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
- ●責任開始の日(復活の場合は復活の日)からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合
- ●ご契約者・受取人などの故意により保険金・給付金の支払事由が生じた場合
- ●災害保険金・入院給付金などについて、ご契約者・被保険者の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合

「解約」について

- ●ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障、資金づくり等のお役に立つ大切な財産ですので、末永くご継続
- ●ご契約を途中でおやめになると、多くの場合、返戻金はお払込保険料の累計額より少ない金額になります。 生命保険では、お払込みいただいた保険料は預貯金のようにそのまま積立てられているのではなく、その一部は 年々の死亡保険金などの支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除 いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後短期間でおやめになると、返戻金 は、全くないか、あってもごくわずかです。
- ●解約後、あらためてご契約されますと、多くの場合、これまでより保険料が割高になります。

お手持ちのご契約を活かして、以下のような制度をご利用することができます

生命保険には、ご契約者のさまざまなご事情やご要望に柔軟に対応し、ご契約を有効にお続けいただけるよう各種 の便利な制度があります。

■現在のご契約の保障内容を見直したいとき

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、次のような方法がご利用いただけます。

ご利用方法	契約転換制度	定期保険特約等の中途付加	追加契約	保障見直し制度		
特長	●保障額の見直しと同時に、保 険の種類や期間、付加する特 約などを総合的に変更するこ とができます。	●現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障額を増やすことができます。	●現在のご契約はそのまま継続 し、そのご契約とは異なる内 容で保障を充実させることが できます。	●「保険王」「保険王プラス」「ハ ハの幸せ コの幸せ」にご加入 いただいている場合、お客様 のライフサイクルやニーズの 変化に合わせ、必要な部分だ けを見直して保障を充実させ ることができます。		
しくみ	●現在の当社のご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金など(転換価格)を新しいご契約に充当する方法です。 現在のご契約 現在のご契約	●現在の当社のご契約に定期保険特約等を新たに付加して保障額を大きくする方法です。 定期保険特約等	●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●ご契約は2件になります。 追加契約 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	●現在ご契約の指定契約の一部または全部を新たな指定契約に変更したり、現在のご契約に新たに指定契約を追加する方法です。 変更前契約 変更前契約 変更後 変更後 変更後 変更後 ックを変更後 変更後 ックを変更後 アーチェ		
現在のご契約	●消滅します。	●継続します。	●継続します。	●継続します。ただし、今回変 更申出の指定契約は、新しい ご契約に変更となります。ま た、被指定契約が利率変動積 立型終身保険の場合には、利 率変動型積立保険に変更とな ります。		
保険料等	●契約転換制度ご利用時の契約 年齢、保険料率により保険料 を計算します。	●中途付加時の契約年齢、保険 料率により中途付加する特約 の保険料を計算し、現在のご 契約の保険料に加えてお払込 みいただきます。	●追加契約のご契約時の契約年 齢、保険料率により追加契約 の保険料を計算し、現在のご 契約の保険料とは別にお払込 みいただきます。	●変更後契約、追加契約の保険 料は「保障見直し制度」ご利用 時の契約年齢、保険料率によ り再計算します。		
ご注意	 ●それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、一定の要件を満たすことが必要になります。 ●いずれの方法をご利用いただくときも、あらためて診査(または告知)が必要になります。被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります。 ●現在の当社のご契約を解約することなく、そのご契約の一部の責任準備金など(転換価格)を新しいご契約に充当する「契約一部転換制度」もります。 ●契約転換制度・契約一部転換制度をご利用いただくことにより、保険料算出用利率(予定利率)が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。 ●契約転換制度・契約一部転換制度をご利用いただく場合、特にお申出がない限り、被転換契約(契約一部転換制度については対象契約)においてすえ置かれた生存給付金・教育資金・進学資金などについては、転換時に転換価格に組み入れられます。 ●「保険王ブラス」に転換されるときは、転換価格は利率変動型積立保険の積立金に充当されます。 ●「保険王ブラス」以外の保険種類に転換されるときは、転換価格の充当で割り引かれた後の保険料をお払込みいただきます。 ●「保険エブラス」以外の保険種類に転換されるときは、転換価格の充当で割り引かれた後の保険料をお払込みいただきます。 ●「保険エブラス」に転換されるときは、「キャッシュレス転換制度」をご利用いただくことができます。その場合には、利率変動型積立保険の積立金に充当される転換価格は、第1回保険料相当額の貸付金の精資後の金額となります。 ●「保障見直し制度」をご利用いただく場合、保障内容変更価格(変更前契約や利率変動積立型終身保険の責任準備金・配当金など)は、利率変動型積立保険の積立金に充当されます。 ●「保障見直し制度」をご利用いただく場合、「キャッシュレス保障見直し制度」をご利用いただくことができます。その場合には、ご利用されない場合に比べて、積立金の残高が保障見直し時にお払込みいただく保険料に相当する金額分だけ減少します。 ●「保障内容の見直しには、上記のほか、保険期間の変更による方法もあります。 ● 「保険内容の見直しには、上記のほか、保険期間の変更による方法もあります。 ● 保障内容の見直しには、上記のほか、保険期間の変更による方法もあります。 					

22保険料のお払込みが困難なとき

保険料の振替貸付

保険料が払込まれずに保険料払込猶予期間を過ぎたときは、ご契約者より反対のお申出がない限り、返戻金の範囲 内で保険料をお立替えします。(ただし、ご契約の種類によっては、振替貸付制度がなくお立替えできない場合があり ます。)

払済保険への変更

保険料の払込みを中止し、その時点での返戻金を一時払の保険料として、養老保険等に変更することができます。

保険王(利率変動積立型終身保険)、保険王プラス・ハハの幸せ コの幸せ(利率変動型積立保険)の保険料の払込停止 会社所定の範囲内で、将来の保険料のお払込みを停止することができます。

日保険料の負担を軽くしたいとき

減額・特約解約

保険金額を減らしたり、特約を減額または解約し、保険料負担を軽減することができます。

保険王(利率変動積立型終身保険)、保険王プラス・ハハの幸せ コの幸せ(利率変動型積立保険)の保険料の変更 会社所定の範囲内で、定期的に払込む保険料を変更することができます。

4現金がご入用のとき

契約者貸付

解約返戻金の所定の範囲内で、現金をお貸付けする制度です。

積立配当金の引出し

配当金の受取方法が積立方式の場合、その積立配当金額の一部または全部をお引出しすることができます。

すえ置き金の引出し

生存給付金や進学資金などをすえ置かれている場合、そのすえ置き金額の一部または全部をお引出しすることがで きます。

保険王(利率変動積立型終身保険)、保険王プラス・ハハの幸せ コの幸せ(利率変動型積立保険)の積立金の引出し

会社所定の範囲内で、積立金をお引出しすることができます。積立金のお引出し時には、引出し金額の1%を手数 料として積立金から控除します。

なお、利率変動型積立保険については、ご契約後4年目以降は引出し手数料が無料となります。

(注)上記制度をご利用の際には、所定の手続きが必要になります。また、保険種類・ご契約の現況によってはお 取扱いできない場合があります。

詳しくは、当社の担当者またはお客様サービスセンター(ᡂ0120-714-532)にお問い合わせください。